

# 令和2年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和2年2月26日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 令和2年2月26日（水）午後3時30分 開会

1. 令和2年2月26日（水）午後5時08分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 富岡喜芳	2番 鎌田 正	3番 青柳宗五郎	4番 澁谷俊二
5番 佐藤芳雄	6番 橋村 誠	7番 熊谷一夫	8番 深沢義一
9番 渡邊秀俊	10番 佐藤文字	11番 阿部則比古	12番 伊藤福章
14番 金谷道男	15番 八柳良太郎	16番 鈴木良勝	

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

13番 橋本五郎

計 1名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 門脇光浩 副管理者 松田知己  
副管理者兼事務局長 小松英昭 監査委員 坂本昇一 消防長 鈴木良則  
消防次長 佐藤広樹 大曲消防署長 杉澤衛 角館消防署長 千葉和彦  
消防本部総務課長 佐々木伸吾 消防本部救急救助課長 伊藤清  
事務局次長兼介護保険事務所長 山口誠 管理課長 久米正 環境事業課長 宮本武二郎  
環境事業課主幹 山本博康 介護保険事務所副主幹 上田泰彦 管理課副主幹 藤田貴  
管理課副主幹 奈良ルミ子 管理課主席主査 伊藤俊彦 管理課主席主査 鈴木貴将

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第1号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第4号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第5号 会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ  
いて

議案第6号 令和元年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

議案第7号 令和元年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第8号 令和元年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について

議案第9号 令和2年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算

議案第10号 令和2年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算

議案第11号 令和2年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議長 （金谷道男君）

これより令和2年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。  
管理者から「招集のあいさつ」があります。

管理者 （老松博行君）

はい、議長。

議長 （金谷道男君）

はい、管理者。

管理者 （老松博行君）

本日、令和2年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案4件、補正予算案2件、令和2年度当初予算案2件及び単行案3件の、合計11件であります。

令和2年度当初予算につきましては、一般会計と介護保険特別会計を合わせて総額242億6,451万円となり、前年度当初との比較で1,572万1千円、率にして0.06%の増となっております。これは、一般会計においては、大仙美郷環境事業組合解散に係る平成30年度出納整理予算の計上が不要となったことにより衛生費が約7千万円の減、消防庁舎建設事業の終了により消防費が約3億7千万円の減、低所得者介護保険料軽減事業の拡充により諸支出金が約1億円の増、介護保険特別会計においては、介護職員の処遇改善の影響により保険給付費が約2億9千万円の増、訪問・通所型サービスの利用増により地域支援事業費が約6千万円の増となることなどにより、総額では微増となったものであります。

また、構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して2億8,622万1千円、率にして3.81%減の、総額72億3,110万6千円となっておりますが、これにつきましても消防庁舎建設事業の終了が主な要因であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合における主要事業の進捗状況並びに諸般の状況についてご報告させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルスへの対応について申し上げます。新型コロナウイルス感染症に係る消防機関の対応につきましては、本年2月4日付けで総務省消防庁から通知があり、あらかじめ保健所等との密接な情報共有及び連絡体制を構築した上で、移送に協力するようとの指示でありました。これを受け、当消防本部では大仙保健所と協議を行い、疑い例を含む当該感染症の救急要請に基づく緊急搬送の必要が生じた場合は、大曲厚生医療センターに搬送し、保健所の担当者に対応を引き継ぐこととなっております。また、緊急搬送の必要がない場合については、保健所に対応を引き継いだ上で保健所の担当者から本人に説明してもらうこととなりますが、協議次第では救急隊の搬送が必要な場合もあると考えております。

救急隊の感染予防策といたしましては、標準予防策であるゴーグル、マスク、感染防止衣上下及び使い捨て手袋を着用するほか、搬送終了後は常に車内をアルコール消毒することとしており、万が一感染の疑いがある方を搬送した場合は、保健所の助言による健康管理をすることとしております。

なお、現在、広域圏内での感染拡大を想定し、専任救急隊の設置を含めた対応策を検討しているところであります。

次に、斎場関係について申し上げます。南部斎場と北部斎場の改築等事業につきましては、事業主体である当組合と財政負担を担う構成市町の職員で構成する「南部・北部斎場改築等検討委員会」をこれまで9回開催し、移転改築、現地改築、大規模改修等、事業の方向性や手法についての検討を重ねております。最終的に両斎場が所在する市町の意向も踏まえた上で本年3月末までに報告書を取りまとめることにしており、その後、この報告書を基に作成する事業計画案を議員の皆様にお諮りし、ご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、令和元年の各斎場の利用件数であります。中央斎場は1,115件で前年比4件の増、南部斎場は551件で43件の増、北部斎場は498件で36件の増となっており、合計で2,164件となり、83件、4%の増となっております。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

はじめに、各施設の管理運営状況についてであります。中央廃棄物処理施設につきましては、長期包括運営業務委託事業を実施しており、組合による厳正なモニタリング調査などにより適正に運営されております。北部廃棄物処理施設につきましても、現在、委託契約により適正な運営管理がなされておりますが、令和2年度は「長期包括運営委託導入可能性調査」に係る予算を計上し、広域化基本構想中期以降の長期包括運営業務委託に向けた検討を始めることとしております。

次に、中央し尿処理センターの施設整備事業につきましては、昨年11月開催の議員説明会でご説明申し上げましたとおり、令和7年度の供用開始を目途に事業を進めていくこととしており、令和2年度は基本計画を策定するための業務を委託すること

としております。

なお、解体を含めた総事業費については、およそ44億円程度と見積もっておりますが、あくまでも現時点での積算であり、社会情勢等の変化によっては増減の可能性を含むものであることを申し添えさせていただきます。

次に、廃棄物処理広域化基本構想の今後の進め方について申し上げます。

廃棄物処理施設が広域化されて1年が経過しようとしておりますが、令和4年度までの基本構想前期は、広域化前の業務内容や契約等をそのまま引き継ぐこととしていることから、施設管理については概ね順調に推移している状況にあります。

しかしながら、広域化の本来の目的は、将来に向けての廃棄物処理に関する広域単位での一括管理であり、この目的を達成するためには、継続的に構成市町と協議を重ねながら最適化を目指していくことが不可欠であることから、本年4月に組合及び構成市町の職員からなる組織を立ち上げ、基本構想中期・後期に計画されている事業の具体的な進め方や広域化したことによるスケールメリットの享受方策、圏域内における廃棄物に関するルール統一、圏域住民の一体的な意識醸成など、諸課題解決に向けた検討・協議を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、消防関係について申し上げます。

はじめに、本年度の実施事業についてであります。西仙北分署の増改築工事につきましては、男性仮眠室1室を増設するとともに車庫内の出動スペースを確保するための増改築等を行っており、昨年12月18日に完了しております。

また、購入車両につきましては、田沢湖分署の高規格救急自動車は昨年12月3日から、大曲消防署のはしご付消防ポンプ自動車は本年1月1日から、西木分署の消防ポンプ自動車CD-I型は1月19日からそれぞれ運用を開始しております。

次に、令和2年度実施予定の主な事業についてであります。各分署の改修事業等につきましては、協和分署においては令和3年度から21名体制となることによる仮眠室の増築や手狭になった出動準備スペース拡張などの増改築工事を、南分署においては劣化した外壁の塗装工事を、西仙北分署においては舗装の亀裂や変形が目立つ駐車場の整備工事を、東分署においては崩落が進んでいる法面の整備工事をそれぞれ計画しております。

消防車両につきましては、車齢が25年となる田沢湖分署のはしご付消防ポンプ自動車、15年となる大曲消防署の水槽付消防ポンプ自動車、同じく15年となる中仙分署の消防ポンプ自動車CD-I型及び9年となる大曲消防署の高規格救急自動車の更新を予定しております。

なお、はしご車の購入に関し、昨年5月開催の臨時会において、「指名競争入札によらなくても、随意契約することができるのではないか。」とのご質問をいただきましたが、県とも協議した結果、過去の契約実績が多いことや近くに事業所を構えていることなど、他の業者と比較して一定の優位性が認められる場合であっても、そのことを理由として特定の業者と随意契約するには、根拠が不十分との結論に至ったところであります。

したがって、令和2年度に計画している田沢湖分署はしご車更新につきましては、

本年度と同様に指名競争入札の実施を考えておりますが、詳細については、入札契約資格等審査委員会において改めて検討したいと存じます。

次に、消防功労者表彰式についてであります。例年、永年勤続の消防職員や防火防災・人命救助等にご尽力をいただいた個人及び事業所を表彰しており、本年度は3月12日に大仙市大曲市民会館小ホールを会場に開催いたします。

また、去る2月7日に開催された消防職員意見発表秋田県大会では、当組合の代表として出場した大曲消防署齊藤佳祐消防士が優秀賞を受賞しております。

次に、令和元年の火災・救急事案発生状況につきましては、火災件数が63件で前年比17件の増、救急件数が5,636件で395件の減となっており、雪不足となった今シーズンの雪害事故については、屋根の雪下ろしによる人的被害が2月19日現在で3件発生し、負傷者3名がいずれも重傷であり、昨年同期との比較では14件少なくなっております。

最後に、介護保険関係について申し上げます。

令和元年11月データによる管内65歳以上の第1号被保険者数は48,106人、要介護認定者数は10,003人、サービス利用者数は8,595人、給付総額は約14億760万円となっております。前年同月との比較では、高齢者数は293人、認定者数は2人のいずれも増、サービス利用者数は60人の減、給付額については約350万円、率にして0.25%の微増となっております。サービス別では、通所介護や訪問介護などの居宅サービス費が約1,450万円の減、特別養護老人ホームなどの施設サービス費が約1,700万円、グループホームなどの地域密着型サービス費が約1,000万円のいずれも増、そのほか高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費などが合わせて約900万円の減となっております。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募についてであります。昨年11月に実施した公募では申請者がなく、今後につきましては、構成市町と調整しながら、引き続き広報等でお知らせしてまいります。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

議長 (金谷道男君)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、13番橋本五郎君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において15番八柳良太郎君、16番鈴木良勝君、1番富岡喜芳君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「令和元年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「議案第1号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

久米課長。

課 長 (久米正君)

議案第1号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」をご説明申し上げます。議案説明資料の2ページをご覧ください。

一部事務組合の規約を変更する場合は、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと、地方自治法第290条に規定されております。

本案につきましては、北秋田市周辺衛生施設組合が本年3月31日をもって解散することにより総合事務組合から脱退することとなったため、総合事務組合の規約変更が必要となり、構成団体である当組合においても議会の議決が必要となるものであります。

以上、議案第1号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第2号」、日程第6「議案第3号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

久米課長。

課 長 (久米正君)

議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号をご説明申し上げます。

議案説明資料の3ページと4ページをご覧ください。

本案は、令和元年度人事院勧告に基づき、一般職の給料表、期末・勤勉手当の支給割合及び住居手当の改定を行うほか、勤務時間1時間当たりの給与額の算出方法を改定するものであります。

給料表につきましては、民間給与との較差を埋めるため、大卒者の初任給を1,500円、高卒者の初任給を2,000円それぞれ引き上げるなど、若年層の給与を引き上げるにより、給料表の水準を平均0.1%引き上げるものであります。

期末・勤勉手当の支給割合につきましては、民間のボーナスの支給状況等を踏まえて、勤勉手当の年間支給月数を1.85か月から0.05か月引き上げて1.9か月とするものであり、今年度は12月支給分を引き上げるにより対応するものであります。

また、令和2年度は、年間の支給月数に変更はないものの、両手当の6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

住居手当につきましては、支給対象となる家賃の下限を12,000円から16,000円に引き上げるとともに、算定基礎額の一部を改正するものであります。これにより、家賃が59,000円未満の場合にあっては、支給額が最大4,000円減額となるものの、減額幅を最大2,000円に抑える経過措置を1年間設けるものであります。なお、家賃が59,000円を超える場合にあっては、最大1,000円の増額となります。

勤務1時間当たりの給与額につきましては、労働基準法の趣旨に沿い、国民の祝日及び年末年始を除いた年間勤務時間数を用いて算出する方法に改めることとし、具体的には規則で定めるものであります。なお、これにより勤務1時間当たりの給与額は、現行より約7%増えることとなります。

この改正は、給料表及び令和元年度の期末・勤勉手当の改定につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであり、令和2年度の期末・勤勉・住居手当及び勤務1時間当たりの給与額の改定につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第3号についてご説明申し上げます。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

本案は、当組合の専任副管理者の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部改正を行うものであります。

当組合の専任副管理者の期末手当につきましては、大仙市の常勤監査委員に合わせることでありますが、大仙市が期末手当の年間支給月数を3.35か月から0.05か月引き上げて3.4か月としたため、当組合も引き上げを行うものであります。

また、令和2年度改定につきましては、一般職と同様、年間の支給月数に変更はないものの、期末手当の6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

本改正につきましては、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものであります。令和2年6月以降の期末手当の支給割合の変更に係る施行日は、令和2年4月1日とするものであります。

以上、議案第2号と議案第3号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第2号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第3号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第4号」、日程第8「議案第5号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課長

(久米正君)

はい、議長。

議長

(金谷道男君)

久米課長。

課長

(久米正君)

議案第4号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、議案第5号「会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第4号をご説明申し上げます。

議案説明資料の6ページと7ページをご覧ください。

地方公務員における臨時職員及び非常勤職員の適正な任用及び勤務条件の確保を図ることを目的とし、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、令和2年4月1日から「会計年度任用職員制度」が導入されます。

本案は、この法改正に伴い、地方自治法第203条の2及び第204条の規定によ



り、給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

当組合におきましては、本制度の導入により、介護保険事務所の事務補助員2名、徴収員3名、認定調査員16名及び環境事業課の事務補助員5名、合計26名を会計年度任用職員として任用する予定となっております。

制定内容につきましては、議案説明資料のとおりであり、フルタイムの会計年度任用職員には給料のほか通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を支給し、パートタイムの会計年度任用職員には基本報酬のほか特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬及び期末手当を支給するものであります。

次に、議案第5号についてご説明申し上げます。

議案説明資料の8ページをご覧ください。

本案は、「会計年度任用職員制度」の導入に伴い、関係条例において会計年度任用職員の適用関係を整理するなど、合わせて9条例の改正が必要となったものであります。

改正内容の概要であります。1つ目、「大曲仙北広域市町村圏組合職員定数条例」は、「職員」を定義する規定において、除外する者として「臨時に雇用される者」としていたものを、「臨時の職員」に改めるもの。2つ目の「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」は、会計年度任用職員の休職の期間を、「管理者の定める任期の範囲内」とする規定を加えるもの。3つ目、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」は、懲戒処分における「減給」効果の規定に、パートタイムの会計年度任用職員については「報酬」を対象とする旨を加えるもの。4つ目、「職員のサービスの宣誓に関する条例」は、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができることとするもの。5つ目、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」は、非常勤職員の勤務時間及び休暇等についての規定を会計年度任用職員のものに改め、規則の定める基準に従い管理者が定めることとするもの。6つ目、「公益的法人等への大曲仙北広域市町村圏組合職員の派遣等に関する条例」は、地方公務員法の一部改正により、派遣対象外となる職員の規定において引用している項番号を改めるとともに、文言の整理をするもの。7つ目、「一般職の職員の給与に関する条例」は、非常勤職員の給与についての規定を会計年度任用職員のものに改め、別に条例で定めることとするとともに、常勤の嘱託職員についての規定を削除するもの。8つ目、「職員の育児休業等に関する条例」は、勤勉手当の支給についての規定及び職務復帰後における号給の調整についての規定において、会計年度任用職員を除く旨を加えるもの。最後9つ目、「大曲仙北広域市町村圏組合人事行政運営等の状況の公表に関する条例」は、管理者への報告対象となる職員について、フルタイムの会計年度任用職員を含む旨を加えるとともに、併せて再任用短時間勤務職員も含むこととするものであります。

以上、議案第4号と議案第5号を一括してご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第6号」、日程第10「議案第7号」、日程第11「議案第8号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米管理課長。

課長 (久米正君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

はい、課長。

課長 (久米正君)

議案第6号と第7号の令和元年度2月補正予算及び議案第8号の令和元年度負担金の一部変更について、を一括してご説明申し上げます。

議案説明資料9ページの総括表をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、一般会計は増額を、介護保険特別会計は減額をお願いするものであり、両会計総額では9,310万3千円の減額となり、補正後の予算総額を241億5,841万4千円とするものであります。

はじめに、議案第6号「令和元年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、諸支出金は増額を、総務費、衛生費及び消防費は減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,797万4千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ55億6,130万円とするものであります。

予算の内容について、歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページから、議案説明資料は10ページからとなります。

1款分担金及び負担金は5,811万4千円の減額であります。1項1目事務費負担金は57万8千円、3目斎場費負担金は289万円、8目廃棄物処理費負担金は4,260万円、9目消防費負担金は1,204万6千円を、いずれも減額するものであ

り、各負担金を財源とする歳出の減や施設使用料の増によるものであります。

2款使用料及び手数料は、斎場や廃棄物処理施設の収入実績に合わせ、3,204万2千円を増額するものであります。

3款国庫支出金75万5千円の増と、4款県支出金114万7千円の増は、介護保険料軽減対象者が増えたことにより、軽減事業の財源を、それぞれ収入見込額に合わせて補正するものであります。

5款財産収入は、財政調整基金預金利子を1万4千円増額するものであります。

6款繰入金は、財政調整基金に積み立てるための介護保険特別会計繰入金を4,446万2千円増額するものであります。

7款繰越金は、2,049万3千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

8款諸収入は、組合預金利子のほか、大仙美郷環境事業組合の打切決算剰余金、廃棄物処理施設の成型品等売払収入及び昨年10月の緊急消防援助隊出動に係る活動費交付金など、合わせて3,717万円を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は10ページから、議案説明資料は11ページからとなります。

2款総務費1項1目一般管理費は、人事異動により生じた人件費、57万8千円を減額するものであります。

4款衛生費1項1目斎場費は92万円の減で、人事異動及び人事院勧告により不足する人件費を増額し、単価の減により不用額が生じる燃料費については減額するものであります。2項清掃費についても人件費が増となるものの、不用が見込まれる委託料や工事請負費等については減となり、総額では549万円の減額となります。

5款消防費1項1目常備消防費は、人事院勧告や緊急消防援助隊出動に係る増額要素があるものの、中途退職者が出たことや指令センターの改修に係る経費が不用となったことなどにより、総額では880万円を減額するものであります。2目施設整備費は、委託料、工事請負費及び車両購入費の契約差額等、計217万2千円の減額であります。

7款諸支出金1項1目財政調整基金費は、一般会計の前年度繰越金の残や介護保険特別会計からの繰入金等を積み立てるため、9,403万2千円を増額するものであります。2項1目介護保険特別会計繰出金は、一般会計で収入した介護保険料軽減に係る国、県の負担金を繰り出すもので、対象者数の増により190万2千円の増額となるものであります。

次に、議案第7号「令和元年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の16ページをご覧ください。

今回の補正は、基金積立金及び諸支出金は増額を、総務費、保険給付費及び地域支援事業費については減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,107万7千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ185億9,

7 1 1 万 4 千 円 と す る も の で あ り ま す。

歳入からご説明いたします。補正予算書は2 1 ページから、議案説明資料は1 4 ページからとなります。

1 款 介護保険料 1 項 1 目 1 節 現年度分は、収納見込額に合わせ6, 1 5 6 万 1 千 円 の 増 額、2 節 滞納繰越分は、前年度からの滞納繰越額が見込みより少なかったことにより、2 0 7 万 円 の 減 額 と な る も の で あ り ま す。

2 款 分担金及び負担金 1 項 1 目 構成市町負担金は、節の区分ごとに歳出の保険給付費や地域支援事業費などの増減が反映されるもので、総額では7, 4 2 1 万 2 千 円 の 減 額 と な る も の で あ り ま す。

4 款 国庫支出金 2 項 3 目 保険者機能強化推進交付金 2, 8 4 7 万 6 千 円 は、地域支援事業の一環で実施している自立支援・重度化防止等の取組を支援するための交付金、4 目 介護保険事業費補助金 2 8 1 万 7 千 円 は、介護保険システム改修に係る補助金であります。

その他の国庫支出金と、5 款 県支出金、6 款 支払基金交付金については、保険給付費と地域支援事業費の執行見込みなどに沿って補正するものであります。

7 款 財産収入は、介護給付費等準備基金の預金利子 1 9 万 8 千 円 の 増 額 で あ り ま す。

8 款 繰入金 1 項 1 目 介護給付費等準備基金繰入金は、当初予算では、介護給付費や地域支援事業費の財源に充てる保険料の不足分として3 億 4, 5 2 0 万 7 千 円 を 計 上 し て い た も の の、歳出の減、保険料収入の増及び前年度不用となった保険料が繰越金に含まれていたことにより、基金を取り崩す必要がなくなったため、全額を減額するものであります。2 目 一般会計繰入金は、一般会計の歳出でご説明いたしましたとおり、介護保険料軽減対象者数の増による1 9 0 万 2 千 円 の 増 で あ り ま す。

9 款 繰越金は5 億 1, 0 5 7 万 8 千 円 の 増 額 で あ り、前年度繰越金を全額計上するものであります。

1 0 款 諸収入は、組合預金利子のほか、第三者納付金及び返納金など、収入見込に合わせ1, 1 4 9 万 3 千 円 を 増 額 す る も の で あ り ま す。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は2 6 ページから、議案説明資料は1 6 ページからとなります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、不用が見込まれる賃金、郵便料等を減額するものの、人事院勧告や人事異動により人件費が増となり、総額では1 3 4 万 3 千 円 の 増 額 と な る も の で あ り ま す。3 項 1 目 介護認定審査会費は、認定申請件数の減により、介護認定審査会委員報酬等を減額、2 目 認定調査等費は、調査員の退職による賃金の不用額を減額、認定調査の外部委託の増により不足が見込まれる委託料を増額し、3 項 総 額 で は 1 5 6 万 円 の 減 額 と な る も の で あ り ま す。

2 款 保険給付費は、実績見込みにより、1 項 介護サービス等諸費と 2 項 その他諸費、及び 5 項 高額医療合算介護サービス等費は減額となりますが、3 項 高額介護サービス等費、及び 4 項 特定入所者介護サービス等費は増額となり、総額では5 億 4, 1 1 0 万 円 の 減 額 と な る も の で あ り ま す。大幅な減額となった主な要因は、居宅介護サービス給付費や地域密着型サービス費の減によるものであります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、組合構成市町等への事業委託料が減となるものの、訪問型サービスや通所型サービスに係る経費の増により、1,009万6千円の増額となるものであります。2目一般介護予防事業費の481万5千円の減と、3目包括的支援事業・任意事業費の1,449万1千円の減は、構成市町などに委託している各種事業の実績が見込みより少なかったことによる減額であり、4目その他諸費は、審査支払件数の増により手数料を10万3千円増額するものであります。

5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、前年度繰越金に含まれている平成30年度の保険料等を今後の給付財源として積み立てるため、1億3,636万6千円を増額するものであります。

7款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金は、還付見込みにより48万4千円の増額、2目償還金は、平成30年度の保険給付費や地域支援事業費の確定による国、県及び支払基金への返還金を予算措置するため、1億9,803万5千円を増額するものであります。なお、平成26年度財政調整交付金の算定誤りに係る国への返還金については、前年度繰越金に含まれている保険料の剰余分を財源として計上しております。

2項1目一般会計繰出金は、前年度繰越金の不用額などを財政調整基金に積み立てるため、4,446万2千円を増額するものであります。

続いて、「議案第8号令和元年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明いたします。議案説明資料は18ページとなります。

ただ今ご説明いたしました議案第6号の一般会計補正予算と、第7号の介護保険特別会計補正予算を受け、事務費は57万8千円、斎場費は289万円、廃棄物処理費は4,260万円、消防費は1,204万6千円、介護保険費は7,421万2千円をいずれも減額し、変更後の負担金総額を大仙市41億5,218万5千円、仙北市21億558万2千円、美郷町11億2,723万4千円、合計73億8,500万1千円とさせていただきます。

なお、市町により増減が生じているのは、介護保険費負担金のうち、給付費分について、当初予算では平成29年度給付実績による仮の割合で算出しておき、最終補正においては直近1月末までの1年間の割合で算出し直すととの構成市町間の申し合わせによるものでありますので、ご了承をお願いいたします。

以上、議案第6号及び第7号の令和元年度2月補正予算と、議案第8号の組合経費に係る負担金の一部変更についてをご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。10番佐藤文子さん。

議員 (佐藤文子)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

10番。  
議 員 (佐藤文子君)  
私は、議案第7号の令和元年度介護保険特別会計補正予算(第1号)についてお尋ねしたいと思います。  
今回の補正第1号ですけれども、保険給付費において多額の減額補正を行っているわけでありまして。中でも、介護サービス給付費というのが6億2,630万円、これほどの減額補正を行った記憶というのは私はないわけでありましてけれども、その要因について伺いたいと思います。とりわけ介護サービス費の利用状況が、居宅介護サービス給付費、これが大変下がっていること、また、地域密着型介護サービス給付費も、2億円ほどの減額補正を行っておりますけれども、こうした地域密着型、また居宅介護サービス給付費、これらのサービスの利用状況に何が起きているんだろうというふうなのが率直な疑問でありましたので、ぜひとも、前年との比較でお知らせいただければというふうに思います。  
それから、2つ目には、昨年10月からは消費税が増税されまして10%になりました。このことがサービス利用状況に影響を及ぼしたのではないかというふうな考えもありまして、それについてどのようになっているのか伺いたいと思います。  
以上で、補正予算に対する質問を終わります。  
議 長 (金谷道男君)  
10番佐藤文子さんの質疑に対する答弁を求めます。山口介護保険事務所長。  
所 長 (山口誠君)  
はい、議長。  
議 長 (金谷道男君)  
所長。  
所 長 (山口誠君)  
質問の第1点目は、介護サービス給付費が減額となった要因と、利用状況を前年と比較するとどうかについてであります。  
減額となった主なサービスとして、居宅介護サービス給付費では「短期入所生活介護」いわゆるショートステイで約1億8千7百万円の減額補正となります。要因としては、11月議会時に答弁させていただいたとおり特養の新設とショートステイから特養への転換により141床が特養となったため、長期間ショートステイを利用しながら特養の入所待ちをしていた方が減ったためと思われまして。この影響により前年との比較では要介護5と4の方が減少し要介護3以下の方が増えております。利用者も1,202人から1,197人と5人の減となり、重度の方が減り軽度の方の利用が増えたために総じて給付が下がったものです。  
次は「訪問介護」いわゆるホームヘルプサービスで約8千7百万円の減額補正となります。要因としましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護などのプラスアルファのサービスが受けられる事業者が出てきたことにより、こちらへ移行した方がおられるためです。前年との比較では、51件の減となっております。

地域密着型介護サービス給付費は「小規模多機能型居宅介護」が約8千万円の減額補正となります。当初仙北市の整備分として計上しておりましたが、申請がなかったことによるものです。

同様に仙北市・美郷町で申請がなかった「認知症対応型共同生活介護」いわゆるグループホームが、3千6百万円の減額となります。その他といたしまして「老人保健施設」が3千8百万、「地域密着型通所介護」が3千5百万円、「地域密着型特定施設入居者生活介護」が2千6百万円などそれぞれ減額となっており、全体の傾向として軽度の方の利用が増え、重度の方の利用が減る傾向にあります。

高齢者が介護の予防に意識が向いたこと、構成各市町が「包括支援センター」を中心とし運動機能や口腔機能向上などの介護予防に力を入れていること、などの理由により、健康な高齢者が増えて介護給付が伸びていないことも一因と考えられますが、短期的なものなのか長期的なものなのか今後も慎重に動向について分析してまいります。

質問の第2点目は、昨年10月の消費税増税によりサービス利用に影響がないかについてであります。9月に利用した方は8,641人おられました。そのうち増税後の10月に利用していない方は50人、率にして0.58%おられます。ちなみに消費税増税による影響額は要介護3の方を例にとると、デイサービスで1回4円、ホームヘルプサービスで1回1円、ショートステイで1日2円の増額となります。ショートステイを1ヶ月利用した場合の自己負担の増は60円となりサービス利用への影響は少ないと思われまます。以上です。

議長 (金谷道男君)

10番、再質問はありませんか。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

はい、10番。

議員 (佐藤文子君)

グループホーム等の利用が減少したというふうな報告でありましたけれども、こうした施設は、介護士等がなかなか不足しているというふうなことをかなり聞いているわけでありまますけれども、グループホームの空き状態というふうなのは、どういう状況にあるのか、その辺、施設の空きというふうなものがこのグループホームなどでは発生しているのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

議長 (金谷道男君)

再質問に対する答弁を求めます。山口所長。

所長 (山口誠君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

所長。

所長 (山口誠君)

グループホームと小規模多機能等の施設については、ほぼほぼ満床と言いますか、埋まっている状態というふうに聞いています。以上です。

議長 (金谷道男君)

10番、再々質問ありますか。

議員 (佐藤文子君)

ありません。

議長 (金谷道男君)

以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第6号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第7号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第8号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第9号」、日程第13「議案第10号」日程第14「議案第11号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

それでは、私の方からは、議案第9号と議案第10号の令和2年度一般会計及び介護保険特別会計当初予算並びに議案第11号の、令和2年度組合経費に係る負担金に関する単行案につきまして、一括してご説明を申し上げます。

冒頭の本2件の予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づくもの、また、組合経費に係る負担金につきましては、当組規約第11条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。



議案説明資料の19ページを、恐れ入りますがお開き願います。

一番上の総括表をご覧ください。合計欄に記載がありますとおり、一般会計と介護保険特別会計を合わせた予算総額は242億6,451万円であります。前年度比較では1,572万1千円、率にして0.06%の微増となります。

一般会計において、消防新庁舎建設事業が終了いたしました。介護保険特別会計におきまして、保険給付費、地域支援事業費が増額となったため、ほぼ同額となるものであります。

それでは、各会計ごとの主な項目につきまして順次ご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明資料と予算書を並行してご覧いただきながらお聞きをお願いいたします。

記載項目の関係、内容によりまして2つの資料を行き来する場合がございますので予めご了承をお願いいたします。

はじめに、議案第9号令和2年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明いたします。議案説明資料19ページの総括表上段をご覧くださいと思います。

一般会計の歳入歳出予算の総額は、51億4,250万円で、前年度と比較して3億3,809万8千円、率にして6.17%の減となります。

歳入から順にご説明いたします。予算書となりますけれども、恐れ入りますが6ページをお開き願います。

歳入1款分担金及び負担金1項1目事務費負担金は8,085万9千円で、組合ホームページリニューアル業務委託料の新規計上等により、386万2千円の増であります。

2目社会福祉法人助成費負担金は1,367万7千円で、社会福祉法人水交会对する経営安定化補助金などの減によりまして、150万3千円の減となります。

3目斎場費負担金は8,808万3千円で、火葬炉耐火物等補修工事費の増により、1,826万2千円の増であります。

次の4目、5目、6目であります。それぞれ病院群輪番制事業、休日救急医療連携事業、歯科在宅当番医制事業に関係するものであります。前年度とほぼ同額計上となっております。

7目へい獣保冷センター費負担金は393万5千円で、へい獣の処理運搬収集業務委託料等の増によりまして、80万8千円の増であります。

8目廃棄物処理費負担金は16億7,992万4千円で、新中央し尿処理センター建設事業費の増等によりまして、471万9千円の増となります。

7ページをお願いいたします。

9目消防費負担金は26億3,775万6千円で、通常の運営費分については車両更新事業費や人件費の増により増額となります。新庁舎建設事業が終了したことにより大幅な減額となり、総額では3億8,643万1千円の減となります。

10目民生費負担金は5,823万5千円で、消費税増税分を活用した低所得者の介護保険料軽減事業の完全実施によりまして2,600万9千円の増であります。

以上により、歳入1款分担金及び負担金は、45億9,535万3千円で、前年度比較で3億3,493万3千円の減となるものであります。

続いて歳入2款使用料及び手数料は、1項使用料は、斎場、それからへい獣保冷センター、次の8ページをお願いします。ごみ処理センター、し尿処理センター等の施設使用料合わせて2億3,333万円の計上、2項手数料は、へい獣集荷処理、次の9ページになりますが、危険物貯蔵設備検査に係る手数料、合わせて447万4千円の計上であります。

以上により、歳入2款使用料及び手数料は、議案説明資料19ページ中段に記載のとおり、総額2億3,780万4千円となりまして、前年度との比較では1,366万6千円の増となるものであります。

予算書9ページ中段にお戻り願います。続いて歳入3款1項1目民生費国庫負担金は1億1,646万9千円で、低所得者の介護保険料軽減事業に係る負担金であり、消費税増税に伴う事業拡充により5,201万7千円の増となっております。

2項1目衛生費国庫補助金1,300万円は循環型社会形成推進交付金で、中央し尿処理センター建設事業に係る交付金であります。同項2目消防費国庫補助金1,319万9千円は緊急消防援助隊設備整備費補助金で、大曲消防署配備の高規格救急自動車購入に係る補助金であります。

10ページをお願いいたします。歳入4款県支出金1項1目民生費県負担金は5,823万4千円で、国庫支出金と同じく低所得者の介護保険料軽減事業に係る負担金、2項1目衛生費県補助金は55万5千円で、休日救急医療連携事業に係る補助金であります。

次の11ページをお願いします。歳入6款繰入金2項1目財政調整基金繰入金は7,500万円で、斎場費や廃棄物処理費への充当が増えまして、2,000万円の増となります。

12ページをお願いいたします。歳入8款諸収入2項1目雑入は3,245万9千円で、1億4,098万円の大減となっております。これは、平成30年度末をもって解散をいたしました大仙美郷環境事業組合の打切決算に係る剰余金、約1億3,700万円の減によるものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。予算書の13ページをご覧ください。議案説明資料は20ページとなります。

予算書13ページ中段ですけれども、歳出2款総務費1項1目一般管理費は7,802万8千円で、人件費5,845万9千円のほか、組合ホームページ更新業務委託料や、地方公会計財務書類作成業務委託料などがあります。

15ページをお願いします。下段となりますけれども、歳出3款民生費は1,367万7千円で、内訳は、社会福祉法人水交会への経営安定化補助金と、施設改築事業債に係る償還補助金であります。

16ページをお願いします。歳出4款衛生費1項保健衛生費1目斎場費は1億2,756万3千円で、職員3人の人件費のほか、次の17ページ、18ページに記載がありますけれども、職員7人の派遣業務委託料が3,336万2千円、火葬炉耐火物

等補修工事費が南部、北部斎場分で2,365万円、中央分で896万5千円のほか、需用費等の運営経費が3,910万円の計上となります。

続いて2目病院群輪番制事業費は、大曲厚生医療センター、大曲中通病院及び市立角館総合病院に対する運営費補助金2,484万円、3目休日救急医療連携事業費は、医師の出務費や看護師の賃金など682万4千円、4目歯科在宅当番医制事業費は、運営費負担金177万5千円の計上であります。

5目へい獣保冷センター費は711万2千円で、収集運搬や処理委託料などの運営費であります。これが18ページの説明となります。

19ページをお願いいたします。2項清掃費1目大仙市・美郷町負担人件費は3,339万6千円、同項2目仙北市負担人件費は3,005万4千円の予算措置であります。同項3目共通負担人件費は365万9千円で、広域組合が新たに採用いたしました職員に係る人件費となります。なお、1目と2目については、昨年度まで各施設の一般管理費等に計上いたしましておりましたけれども、職員により経費負担する市町が異なるため、より分かりやすくする等の目的から、目を分けて計上することとしたものであります。

21ページをお願いいたします。議案説明資料も21ページとなります。4目中央廃棄物処理施設一般管理費は533万2千円で、環境衛生対策事業促進費補助金等の各種補助金や交付金などとなっております。

なお、前年度と比較して7,260万2千円の大幅減となりますが、理由といたしましては、人件費を別の目に分けて計上したことや、大仙美郷環境事業組合の解散に係る県総合事務組合の退会精算金の減によるものであります。

予算書22ページをお願いいたします。5目中央ごみ処理センター等運営費は7億3,245万9千円で、南外最終処分場の管理運営経費を含んでおります。長期包括運営業務委託料が6億3,883万8千円、焼却灰運搬処分業務委託料が7,167万6千円、不燃物残渣再資源化処理業務委託料が1,020万円、南外最終処分場の下流河川復旧工事費が209万円などとなっております。

23ページをお願いいたします。6目中央し尿処理センター運営費は2億2,800万6千円で、長期包括運営業務委託料が2億1,737万8千円、槽内清掃業務委託料が911万8千円などであります。

7目北部廃棄物処理施設一般管理費は2,115万7千で、令和5年度からを予定しております施設運営管理の長期包括業務委託導入に向けた可能性調査業務委託料が550万円、北部ごみ処理センター夜間対応業務委託料が277万4千円などとなっております。

24ページをお願いいたします。下段となりますが、9目北部最終処分場運営費は8,320万6千円で、次の25ページの上段に記載のとおり、埋立等管理補助業務委託料が3,295万円、浸出水処理施設維持管理業務委託料が955万7千円、ホイローダー等の賃借料が1,485万7千円、機器類等の修繕工事費が532万4千円、その他需用費等の運営経費が合わせて2,051万8千円となります。

26ページをお願いいたします。10目北部ごみ処理センター運営費は4億1,1

81万4千円で、電気料、燃料費料等の需用費が8,398万7千円、運転管理・機械設備保守整備業務委託料が2億2,638万円、機器類等修繕工事費が9,130万円などであります。

27ページをお願いいたします。11目北部し尿処理センター運営費は1億6,529万7千円で、電気料、燃料費等の需用費が2,912万円、運転・維持管理業務委託料が7,810万円、機器修繕工事設計等業務委託料が238万7千円、機器修繕工事費が5,546万円などあります。

12目新中央し尿処理センター建設事業費は4,154万7千円で、新施設の整備に向けた基本計画策定等の業務委託料であります。

なお、新中央し尿処理センターの建設に係る経費については、建設後、少なくとも30年間は仙北市民の皆様の利用が無いと見込まれることから、大仙市と美郷町の利用実績による負担とすることで両市町の合意をいただいているところでございます。

以上、歳出4款衛生費は、議案説明資料20ページ下段に記載がありますがけれども、総額19億2,459万1千円の計上となります。

予算書28ページから31ページをご覧ください。歳出5款1項1日常備消防費は22億4,678万4千円で、人件費が20億2,443万7千円、救急救命士4人の養成経費が1,016万5千円、高機能消防指令センター保守点検業務委託料が3,286万6千円、デジタル無線保守業務委託料が2,515万1千円、ネットワークシステム賃借料が620万6千円、県消防学校各種入校経費負担金が671万5千円、その他需用費や各種業務委託料等の運営経費が合わせて1億4,124万4千円となっております。

32ページをお願いいたします。議案説明資料は22ページとなります。2目施設整備費は4億1,240万8千円で、その内訳は、工事関係では協和分署の増改築について、実施設計業務及び工事監理業務の委託と、工事費を合わせ1,289万8千円のほか、南分署の外壁塗装工事費が485万8千円、西仙北分署の駐車場整備工事費が350万9千円、東分署の法面整備工事費が344万3千円であります。また、車両関係では、田沢湖分署のはしご付き消防ポンプ自動車購入費が2億4,482万7千円、大曲消防署の水槽付き消防ポンプ自動車購入費が6,865万円、中仙分署の消防ポンプ自動車購入費が3,898万2千円、大曲消防署の高規格救急自動車購入費が3,493万4千円あります。

なお、はしご車の更新につきましては、配備先である仙北市の単独負担をお願いすることとしております。

以上、歳出5款消防費は、議案説明資料21ページ下段に記載がございますけれども、総額で26億5,919万2千円の計上となり、新庁舎建設事業の終了に伴い、前年度比3億6,522万8千円の大幅な減となるものであります。

予算書の方で33ページをお願いいたします。続いて、下段となりますけれども、歳出7款諸支出金2項1目介護保険特別会計繰出金は2億8,293万8千円で、低所得者の介護保険料軽減事業に係る公費負担分2億3,293万8千円と、一般財源分5,000万円を介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

以上が一般会計の説明となります。

次に、議案第10号令和2年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案説明資料19ページ上段の総括表にお戻り願います。介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は、191億2,201万円で、前年度と比較して3億5,381万9千円、率にして1.89%の増となります。

歳入からご説明申し上げます。予算書は少し飛びまして47ページから、議案説明資料は22ページとなります。

予算書47ページ歳入1款介護保険料は31億1,032万7千円で、5,851万円の減であります。なお、収納率については、現年度分を98.9%、滞納繰越分を16.75%と見込んでおります。

歳入2款分担金及び負担金は26億3,575万3千円で、保険給付費の増により、4,871万2千円の増となるものであります。

48ページをお願いいたします。中段から下の表となりますけれども、歳入4款国庫支出金、それから次の49ページの歳入5款県支出金、歳入6款支払基金交付金につきましては、歳出2款保険給付費、歳出3款地域支援事業費、歳出4款民生費に対し、それぞれ法定割合によって算出した負担金、補助金及び交付金を計上するものでございます。

50ページをお願いいたします。歳入8款繰入金1項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金は3億7,033万8千円、2項一般会計繰入金は1目の介護保険料公費負担分が2億3,293万8千円、2目の一般財源分が5,000万円でございます。

歳入の説明は以上となります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。予算書は53ページから、議案説明資料は23ページからとなります。

予算書53ページ歳出1款総務費1項1目一般管理費は、人件費、介護保険システム保守業務委託料、それから第8期事業計画策定業務委託料など2億927万5千円、2枚めくっていただき56ページをお願いいたします。2項1目賦課徴収費は、徴収員人件費など768万1千円、3項1目介護認定審査会費は、認定審査会委員報酬や事務経費など1,325万1千円、57ページをお願いいたします。2目認定調査等費は、認定調査員にかかる人件費や主治医意見書作成手数料、認定調査委託料、事務経費など7,893万5千円の計上であります。

以上、歳出1款総務費は議案説明資料23ページ下段に記載がございますけれども、総額3億914万2千円で、前年度比較で416万5千円の増となります。

予算書57ページにお戻り願います。下段となります。歳出2款保険給付費1項1目介護サービス給付費は162億5,386万2千円、58ページをお願いいたします。2目介護予防サービス給付費は2億7,478万7千円、2項1目その他諸費は2,005万円、59ページとなります。3項1目高額介護サービス費は3億8,951万3千円、4項1目特定入所者介護サービス費は10億835万9千円、60

ページをお願いいたします。5項1目高額医療合算介護サービス費は4,727万円の計上であります。

以上、歳出2款保険給付費は説明資料24ページ上段となります。記載はそちらとなりますが、総額179億9,384万1千円となり、前年度比較で2億8,723万7千円、率にして1.62%の増となっております。これは、地域密着型サービス費の伸びに加え、消費増税に伴う介護職員処遇改善加算の影響によるものと思っております。

予算書60ページにお戻り願います。続いて歳出3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は4億2,380万5千円、2目一般介護予防事業費は7,168万4千円、61ページをお願いいたします。3目包括的支援事業・任意事業費は3億1,400万7千円、62ページをお願いいたします。4目その他諸費は272万2千円の計上であります。

以上、地域支援事業費は説明資料24ページ中段となりますけれども、総額で8億1,221万8千円の計上となり、前年度比6,241万7千円の増となります。

以上が介護保険特別会計の説明となります。

当初予算の説明に引き続き議案第11号「令和2年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」をご説明申し上げます。

議案説明資料の26ページをお開き願います。

本案は、令和2年度当初予算に伴う構成市町の負担金の額を定めるものであり、各市町の負担金額について、大仙市については、前年度当初との比較で2億3,563万4千円減の40億1,854万円、仙北市については、はしご車取得に係る単独負担分が盛り込まれたことなどにより、5,651万5千円増の21億8,191万1千円、美郷町については、1億710万2千円減の10億3,065万5千円と定めるものであります。

以上が議案第11号の説明となります。

令和2年度当初予算につきましては、平成28年度からの継続事業であった消防新庁舎建設事業が終了し、一区切りついたところでありますけれども、今年度に引き続きはしご付き消防ポンプ車の購入費、新し尿処理センター建設関連経費、さらに介護保険におきましては、介護給付費や地域支援事業費に加え、第8期を見据えた事業計画策定経費、また組合全体といたしましては、会計年度任用職員制度の開始に伴う経費が盛り込まれたところでございます。

その執行にあたりましては、常に計画性、効果性或いは効率性に留意をし、圏域住民の利益を第一義的に考えてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後とも格別なるご指導とご協力をお願い申し上げます。

以上、議案第9号から議案第11号までの3件を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

議長 (金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。10番佐藤文子さん。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

10番。

議員 (佐藤文子君)

私は、令和2年度介護保険事業に関連してお尋ねします。

まず、先ほどの、令和元年度の介護保険特別会計補正予算の中で、介護保険準備基金から繰入れはしなかったわけで、それで済んだわけですけれども、今後、保険給付費が大きく伸びる可能性もあることを考えれば、基金の繰り入れ額というふうなものは必要なのかと、それはわかりますけれども、いずれ、基金が繰入れずに済んだ前年度よりも増額とした基金の繰入金3億7,033万8千円というふうなことでありますけれども、この額にした根拠についてもう一度教えていただければと思います。

それから、2つ目には、来年はそういうことで、介護保険の見直しが行われて8期目に入るわけです。今年度はそうした準備が進められるというふうなことで、私は一貫して介護保険料の引き下げなどを求めてきたわけですけれども、今回の補正でも基金積立金あります。そういうことも見ますと、ほとんどこの第7期において、基金の取り崩しというふうなものがほとんどなく、第6期の時の最終の基金額というふうなものとはほぼ同等の基金を保有しているというふうな状況から見ますと、ぜひともこの介護保険料を引き下げてほしいというふうなことをお願いしたいと思います。第7期、今期についての保険料は、まず基準額で200円の引き上げというふうな、小幅な引き上げには止まったわけですけれども、消費税の増税や、また年金収入が目減りしていくというふうな状況を考えますと、高齢者の保険料負担というふうなものが非常に大きいというふうなことから、ぜひとも介護保険料は引き下げてほしいというふうなことを強くお願いしたいと思いますが、これに対する見解を求めます。

議長 (金谷道男君)

10番佐藤文子さんの質疑に対する答弁を求めます。山口介護保険事務所長。

所長 (山口誠君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

所長。

所長 (山口誠君)

佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

令和2年度予算で、基金繰入れ額を3億7,033万8千円措置した根拠についてであります。

介護給付費等準備基金は、その年度の介護給付費に対する第1号保険料負担分に不足が生じた場合に、それを補てんするために繰入れるもので、今年度の基金繰入れにつきましては、当初予算で3億4,520万7千円を計上していたものの、歳出の減、

保険料収入の増及び前年度不用となった保険料が繰越金に含まれていたことにより、基金を取り崩す必要がなくなったため、全額を減額補正しております。

来年度予算の基金繰入れ額の根拠としましては、令和2年度の介護給付費の見込み額179億9,384万1千円のうち、介護保険料で負担する金額は41億3,858万3千円、対する保険料収入は29億2,351万6千円、国からの調整交付金のうち保険料に充てる分を6億1,179万1千円、低所得者保険料軽減負担金を2億3,293万8千円と見込んでおり、不足分3億7,033万8千円を準備基金から繰入れる予定としております。

続いて、介護保険料の引き下げについてであります。

第7期事業計画では、準備基金17億5千万円のうち約3分の2の11億6千9百万円を繰入れる予定としておりましたが、給付費の伸びが少ない影響等により、議員のご指摘のとおり令和元年度終了時点で約16億4千万円の基金残が見込まれます。

第7期終了時では、令和2年度に繰入れる予定の3億7千万円を差し引いた約12億7千万円の残が見込まれ、これは計画策定時の5億8千百万円を約6億9千万円上回るものです。

第8期の保険料基準額については、来年度策定の第8期事業計画にて3年間の給付見込み額を推計し決定することとなりますが、見込み額を左右する介護報酬改定額などが現時点では未定であること、事業所の整備予定など不確定の要素が多いため、準備基金を可能な限り取り崩した場合でも、介護保険料基準額を引き下げられるかどうかの判断は現時点では難しい状況です。

いずれにいたしましても、今後の事業計画策定作業の中で、来年度事業計画策定委員会を開催し、第1号、第2号被保険者や医療・保険・福祉分野の有識者の方々から各種見込みや施策に関する意見をいただくこととしておりますので、今後の議論の結果を注視してまいりたいと思います。以上です。

議長 (金谷道男君)

10番、再質問はありますか。

議員 (佐藤文子君)

はい。

議長 (金谷道男君)

はい、10番。

議員 (佐藤文子君)

介護保険料については、そういったまだ見込めない部分もあるというふうなことで分かりますが、いずれ介護保険料の引き下げのために努力していただければというふうなことで、管理者の立場に立ってぜひよろしくお願ひしたいというふうなことで、もしこれに対する答弁がありましたらよろしくお願ひいたします。

議長 (金谷道男君)

はい、老松管理者。

管理者 (老松博行君)

はい、佐藤文子議員の再質問にお答えしたいと思います。やはりこの介護保険制度、



持続可能な制度となるよう、適切な介護保険料を設定するという事で努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長 (金谷道男君)

10番、再々質問ありますか。

議員 (佐藤文子君)

結構です。ありがとうございます。

議長 (金谷道男君)

以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

はい、これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第9号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和2年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。